

山口県立こころの医療センター給食業務委託に係るプロポーザル実施要領

第1 目的

この要領は、山口県立こころの医療センター（以下「こころの医療センター」という。）における病院給食について、患者満足度の向上を図りながら、効率的な人員体制で安全かつ安定的な提供を実施することのできる者を、公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

第2 委託業務の概要

(1) 業務名称

山口県立こころの医療センター給食業務委託

(2) 業務内容

- ① 栄養管理業務
- ② 調理管理業務
- ③ 材料管理業務
- ④ 施設等管理業務
- ⑤ 衛生管理業務
- ⑥ 業務管理業務
- ⑦ 研修等業務
- ⑧ 労働安全衛生管理業務

※ 各業務の詳細は、別紙「山口県立こころの医療センター給食業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照すること。

(3) 実施場所

宇部市大字東岐波4004-2 山口県立こころの医療センター

(4) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

(5) 提案価格の上限額（委託期間の総額）

398,483,910円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

※消費税の変更がある場合は別途対応とする。

第3 参加資格要件

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者に限る。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- ② 山口県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和7年山口県告示第179号）に基づく資格審査において、給食業務の特A等級又はA等級に格付けされている者であること。
- ③ 山口県内に事業所（本社、支店、営業所）を有していること。
- ④ 一般財団法人医療関連サービス振興会の認定制度による患者給食の医療関連サービスマークの交付を受けている者、又は医療法第15条の2の業務委託基準に適合する者であることを証明できる者。

- ⑤ 受託した業務の遂行が困難となった場合の代行保証が確認できること。
- ⑥ 過去3年以内に180床以上の医療機関における患者給食業務について、1年以上の契約実績を有すること。
- ⑦ 公募の開始の日から提案書の提出期限までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

第4 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限等

この手続に参加を希望する者は、(1)に掲げる書類を提出すること。

なお、参加表明書等提出後に、第3の要件を満たさなくなった場合には、速やかに「辞退届」(様式7)を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書(様式1)
- ② 応募者概要書(様式2)
- ③ 給食業務実績表(様式3)
- ④ 医療関連サービスマーク認定書(写)、又は医療法第15条の2の基準を満たしていることを証明する書類
- ⑤ 代行保証が確認できる書類(写)

(2) 提出方法等

① 提出方法

郵送(書留)又は持参により提出するものとする。

② 提出期間

令和7年10月30日(木)午前9時から

令和7年11月13日(木)午後5時まで

※ 郵送(書留)の場合も含め、締切時刻以降の受付は行わない。

③ 提出先

- ・ 名称 山口県立こころの医療センター 事務部
- ・ 住所 〒755-0241 宇部市大字東岐波4004-2
- ・ 電話 0836-58-2370
- ・ FAX 0836-58-6503

(3) 企画提案書提出者の決定および通知

上記期間内に参加表明書の提出のあった者に対し、第3に掲げる応募資格要件を全て満たしているか否かを確認した後、令和7年11月20日(木)までに確認結果をファクシミリで通知する。

(4) 実施要領及び提出書類等様式の交付

① 交付期間

令和7年10月30日(木)午前9時から

令和7年11月13日(木)午後5時まで

② 交付場所

- ・ 名称 山口県立こころの医療センター 事務部
- ・ 住所 〒755-0241 宇部市大字東岐波4004-2
- ・ 電話 0836-58-2370
- ・ FAX 0836-58-6503

第5 質問事項の受付及び回答

本要領等の内容についての質問は、「質問書」(様式4)により提出すること。

① 受付期間

令和7年10月30日(木)午前9時から

令和7年11月7日(金)午後5時まで

なお、締切時刻以降の質問は、受け付けない。

② 受付場所

第4の(2)－③に同じ。

③ 提出方法

電子メールによる質問のみとする(様式4をWord形式のファイルで提出のこと)。

なお、送信時には受付場所あてに必ず到達確認の連絡を行うこと。

電子メール(アドレス): nakamura.keiko@ymghp.jp

④ 回答方法等

令和7年11月13日(木)までに、応募者(参加表明書提出者)全員に対し、「参加表明書」(様式1)に記載された連絡先に電子メールで回答する。

第6 現場見学

現場見学を希望する者は、令和7年11月7日(金)午後5時までに、「現場見学希望申請書」(様式5)を提出すること。なお、1参加者当たり2名までとする。

第7 企画提案書の提出

参加資格を有すると認められた者は、以下のとおり企画提案書等を提出すること。なお、様式は自由とする。

(1) 提案内容

下記に示した内容を記載して提出すること。なお、可能な範囲で規定マニュアル等を添付すること。

① 表紙

業務委託名称、提出日、社名及び担当者名(連絡先)を明示すること

② 総括的事項

(ア) 運営方針

- ・治療食としての病院給食に対する貴社の基本的な考え
- ・当院の病院給食を受託して業務を実施するにあたり、特にアピールしたい点

(イ) 受託準備体制

- ・契約の相手として決定した後、業務を開始後軌道に乗るまでの間の具体的なスケジュールと連絡体制(業務部門別、委託者受託者別)

③ 給食業務運営に関する事項

(ア) 運営体制

- ・業務開始後の管理運営連絡体制

※ 配置する職種別の人数、該当職員の経験内容や資格の取得状況、業務(部門)別のシフト、現場責任者の業務及び権限を明記す

ること。

- ・貴社の人材確保対策（福利厚生制度等を含む。）

(イ) 献立作成

- ・献立表並びに個別対応メニューの作成、評価（調査）体制
- ・約束食事基準に示す常食の1週間分の献立（献立名、食品名とその分量、朝・昼・夕別栄養価を記載）とその作成コンセプト
特に、患者の満足度を高めるための独創的な提案（手作り、行事食、新メニュー等）があれば記載すること。

(ウ) 食材調達体制

- ・食材調達体制、品質管理方法等
- ・県内産食材及び県内企業の利用計画

(エ) 調理作業体制

- ・配置を予定している調理責任者の経験等
- ・個別対応メニューへの対応体制
- ・衛生に絶えず配慮した食事が、時間どおりに提供できるための対策
※ 標準調理作業マニュアルの作成等

④ 衛生管理に関する事項

(ア) 衛生管理体制、管理内容等

- ・「大量調理施設衛生管理マニュアル」に準じた、食材、調理、器具、設備、従事者等に関する管理体制（記録簿の整備等を含む。）

(イ) 改善向上対策

- ・マニュアルに基づく日常のチェック体制と問題確認時の改善体制（管理規定等）

⑤ 教育研修に関する事項

- ・教育研修体系、研修内容、研修方法等
- ・スタッフの教育研修体系と実施体制
- ・教育研修後の評価等の実施体制

⑥ 危機管理に関する事項

(ア) クレーム対応等

- ・クレーム等の対応体制
- ・個人情報保護体制

(イ) 非常時の対応（食中毒、災害等）

- ・非常時（食中毒、災害等）別の対応策

⑦ 見積額に関する事項

概算見積書（様式6）に積算内訳を添付して提出すること。

(2) 作成時の留意事項

- ① 作成に当たっては、別紙「山口県立こころの医療センター給食業務委託仕様書」を参考とすること。
- ② 提案書は、1社1提案とする。
- ③ 提出書類は、A4縦、横書き（12ポイント）、左綴じとする。
- ④ 必要に応じて説明資料の添付は可能とするが、制限枚数内（各項目ごとに5枚以内）であること。
- ⑤ 提案書を提出した後の訂正、追加、差し替え等は認めない。

- ⑥ 提出された提案書に、「虚偽の内容が記載されているもの」又は「企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの」の何れかに該当する場合は、無効とする場合があるので注意すること。

(3) 提出方法

郵送（書留）又は持参により提出するものとする。いずれ外れる

① 提出期間

令和7年11月21日（金）午前9時から

令和7年11月28日（金）午後5時まで

※ 郵送（書留）の場合も含め、締切時刻以降の受付は行わない。

② 提出先

第4の（2）-③に同じ。

③ 提出部数

原本（押印したもの） …… 1部

写 …… 5部

(4) 提案書類の取扱い

- ① 提案書類は、返却しない。
- ② 提出された提案書類は、選定を行う作業等に必要範囲において複製する。
- ③ 提出された参加表明書、質問書及び提案書類は、本業務の受託候補者の選定以外の目的には使用しない。
- ④ 提出された提案書類は、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号）に基づく情報公開請求の対象とする。ただし、同条例第11条各号に掲げる事項については非公開とする。
- ⑤ 提案価格の上限額を超える提案については、審査を行わない。

第8 最優秀提案者等の決定方法及び契約の締結

① プレゼンテーションの実施

山口県立こころの医療センター給食業務委託候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催し、提出された企画提案書及び企画提案者の行うプレゼンテーションの内容について、審査委員が別添「評価項目」について審査を行い、各審査委員が採点した合計点が最も高いものを最優秀提案者として選定する。

なお、評価点と同じ場合には、各参加者から提示された委託期間中の価格の総額を最終の指標とする。

実施日：令和7年12月23日（火）（予定）

（実施時間、会場等は参加表明者に別途通知する。）

※ 提案書作成担当者は、必ず出席すること。

※ パソコンやプロジェクターは参加者側で準備すること。

② 審査結果の通知

審査結果は、令和8年1月9日（金）までにプレゼンテーション参加者全員に文書により通知する。

③ 契約の締結

選定後、山口県立こころの医療センターと受託候補者は、企画提案の内容をもととして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議・交渉を行い、この交渉が整った場合は、随意契約の手続きを行う。但し、交渉が不調となった場合は、

審査委員会で次点となった参加者を受託候補者として交渉を行う。

なお、翌年度以降、当院の予算において、本業務にかかる金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除できるものとする。

第9 その他の留意事項等

(1) 手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語及び日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(2) 書類の作成、プレゼンテーションなど、本件提案に係る費用は、全て参加者の負担とする。

(3) その他、本件に関する問い合わせ窓口は、下記のとおり。

なお、本件に係る書類の交付、書類の受付及び問い合わせ等の窓口対応は、休日（土日及び祝日）には行わないので注意すること。

○ 受付窓口 山口県立こころの医療センター 事務部

- ・ 住所 〒755-0241 宇部市大字東岐波4004-2
- ・ 電話 0836-58-2370
- ・ FAX 0836-58-6503